

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれますので、佐賀県が発注する庁舎等の清掃委託契約に係る競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査について、次のとおり公告します。

平成22年2月17日

佐賀県知事 古 川 康

## 1 調達をする特定役務の名称

- (1) 平成22年度佐賀県庁新行政棟清掃業務委託
- (2) 平成22年度佐賀県庁本館等清掃業務委託

## 2 資格審査の申請受付期間

平成22年2月17日（水）から平成22年3月4日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。

## 3 申請の方法

### (1) 申請書の入手方法及び提出先

「入札参加資格審査申請書」は、佐賀県経営支援本部総務法制課庁舎管理担当（郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 電話 0952-25-7017）において随時配布及び受付をする。

また、佐賀県庁のホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp>）の「しごとと産業～委託関連入札～庁舎維持管理入札参加資格」から取り出すことができる。

### (2) 申請に必要な書類

ア 営業概要書

イ 誓約書

ウ 法人にあっては、登記簿謄本

エ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該

当しないことを証する書類（個人の場合に限る。）

オ 申請書を提出する日（以下「審査基準日」という。）の属する年の前年（法人にあっては、審査基準日の属する営業年度の直前の営業年度。

以下同じ。）の決算に係る貸借対照表及び損益計算書

カ 納税証明書（審査基準日の属する年の前年の所得に係る事業税の納付すべき額を証する書類及び県税の未納の額がないことを証する書類をいう。）。ただし、佐賀県の県税納税証明書（事業税納税証明及び県税の未納額のない証明）のみ、「納税状況確認同意書」を添付することでこれに代えることができる。

キ 返信用封筒（長 3 号）に 80 円切手をはり、あて名を記入したもの

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載しているものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 入札参加資格審査を受けることができない者

(1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められ、入札参加資格を取り消された者で、その取消しの日から 2 年を経過していないもの

(3) 当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等を要する場合において許可等を得ていない者

(4) 審査基準日現在において、営業を開始した日から 2 年を経過していない

者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過していないもの

## 5 競争入札参加者の資格及びその審査

競争入札に参加する者に必要な資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとする。

### (1) 経営の状況

ア 営業実績

イ 営業年数

ウ 営業比率

### (2) 経営の規模

ア 自己資本額

イ 従業員数

ウ 設備の設置状況

## 6 資格審査の結果の通知

入札参加資格審査結果通知書により当該申請者に通知する。

## 7 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格審査の結果通知の日から平成23年3月31日までとする。

## 8 競争入札参加資格の取消し

競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、その者の競争入札参加資格を取り消すことがある。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載があったとき。

## 9 その他

(1) 既に佐賀県が発注する庁舎等の清掃業務入札参加資格を取得している

者は、申請の必要はない（平成 23 年 3 月 31 日まで有効）。

- (2) 当該公告による資格審査は、1 の特定役務の競争入札参加希望者についてのみ行うものとする。